

耐震改修

建築物の耐震改修の一層の促進を目的とする改正耐震改修促進法が今月末にも施行される。北側国交相は「今年は耐震元年にしたい」と述べ、耐震化促進への改革を進めたいとしている。震災時の被害軽減に有効とされる耐震改修に、国も本腰を入れ始めた。

1 耐震改修促進法の改正

耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）は、阪神・淡路大震災を教訓に、新耐震基準に満たない建築物の早急な耐震改修を図るため、平成7年に制定された。

この1月に施行される改正法では、計画的な耐震化の推進、建築物に対する指導等の強化、支援措置の拡充等、耐震改修の一層の促進を図る。

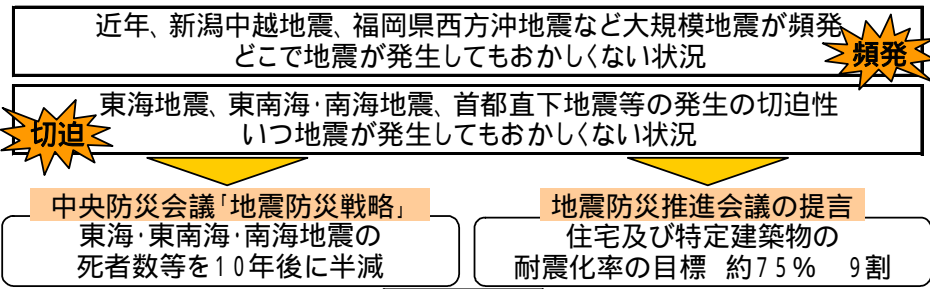
計画的な耐震化の推進では、国の基本方針に基づき、耐震改修等の目標、基本的な取組方針、助成等の支援策の概要等を記載した耐震改修促進計画の策定を都道府県へ義務づける。

また、建築物に対する指導等の強化では、地震で倒壊した場合に道路を塞ぎ、住民の避難を妨げる可能性がある住宅等に対して指導・助言を実施したり、指示に従わない特定建築物を公表する等、地方公共団体の権限を強化する。

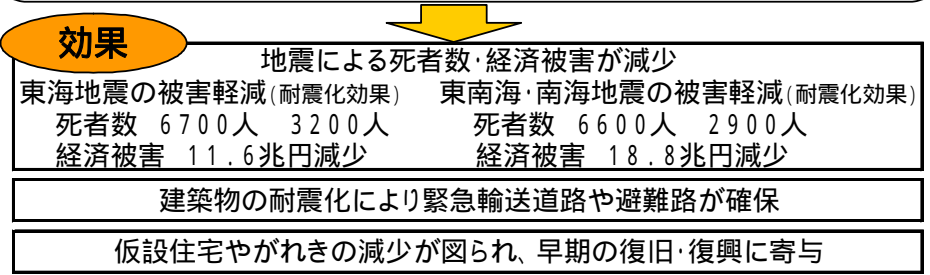
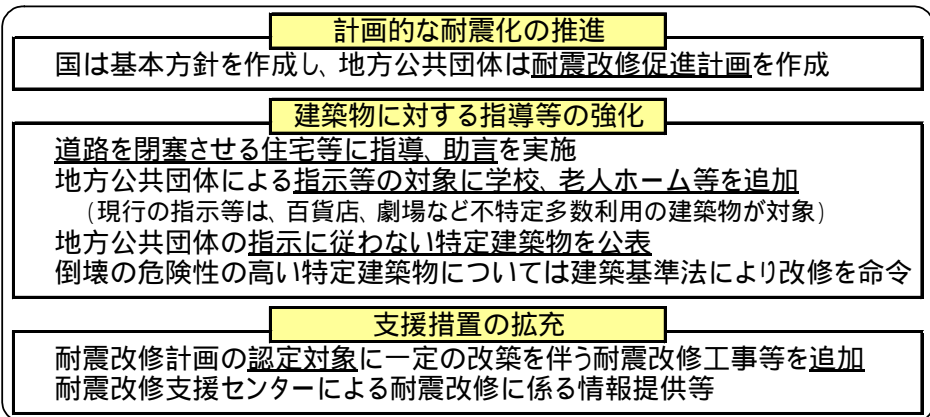
これらにより、10年後の平成27年には住宅等の耐震化率を90%に引き上げ、東海地震で死者数

3,500人、経済被害11.6兆円、東南海・南海地震で死者数3,700人、経済被害18.8兆円の効果が見込めるとしている。

< 図1 改正耐震改修促進法の概要 >



(耐震改修促進法の改正のポイント)



(出所：国土交通省HP)

2 既存不適格と耐震改修

(1) 建築基準法と既存不適格

昭和25年制定の建築基準法は、大規模な地震災害を教訓として数次の改正が行われており、昭和53年発生 of 宮城県沖地震後の昭和56年改正で現行の耐震基準（新耐震基準）が導入されている。

建築時には建築基準法などの基準を満たしていたが、その後の法改正などで不適合となった建築物を、既存不適格という。

(2) 多数存在する既存不適格

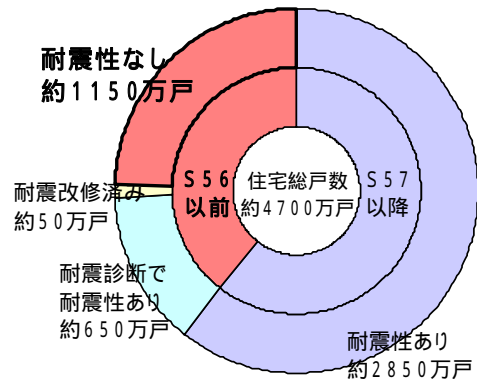
国内の住宅を見てみると、国土交通省の推計では、総戸数約4700万戸のうち、昭和56年以前の住宅は約1850万戸あり、うち約700万戸は耐震性があるか耐震改修済みであり、残りの約1150万戸（総戸数の約25%）は耐震性が不十分（既存不適格）とされている（図2参照）。

また、住宅以外の建築物では約120万棟（約35%）の耐震性が不十分とされ、そのうち、学校、病院、百貨店等の多数利用の特定建築物についても約9万棟（約25%）の耐震性が不十分とされている。

< 新耐震基準の考え方(目標) >

中規模地震（震度5程度）
ほとんど損傷を生じない
大規模地震（震度6強～7程度）
人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じない

< 図2 住宅の既存不適格 >



（出所：住宅・建築物の地震防災推進会議）

既存不適格建築物の危険度 / 阪神・淡路大震災の教訓

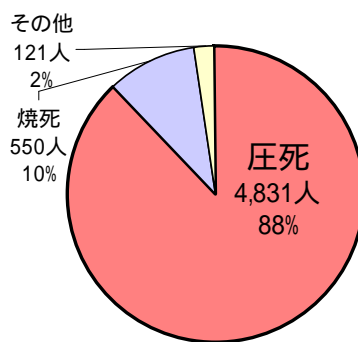
平成7年1月17日発生 of 阪神・淡路大震災（M7.3、最大震度7）では、死者・行方不明6,436人、家屋被害111,054棟、経済被害額約1.3兆円に及ぶ被害を記録している。

このうち、地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が建築物の倒壊等によるものであった。また、倒壊等の被害は、昭和56年の新耐震基準以前に建築された建築物で多かった。

このため、住宅・建築物への耐震補強が被害を軽減するうえで重要と考えられている。

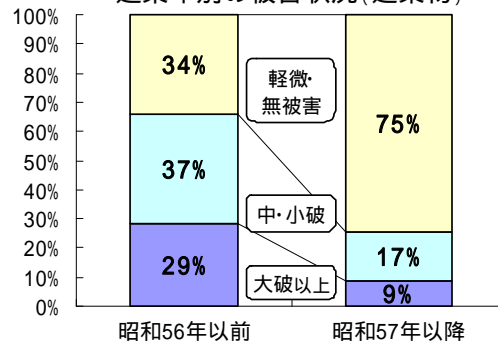
< 図3 阪神・淡路大震災による被害 >

地震による直接的な死者内訳



（出所：住宅・建築物の地震防災推進会議）

建築年別の被害状況(建築物)



(3) 進まない耐震改修

地震による人的・経済的被害を軽減するためには、住宅・建築物の耐震化などの地震防災対策の充実が不可欠である。しかしながら、1戸当たり平均160万円とも200万円とも言われる耐震改修費用や、耐震改修の工法や効果等に関する技術的知識の不足、切迫性を感じていないこと等の意識の低さが耐震改修促進の阻害要因になっている。

3 耐震化促進の政策

(1) 国の取り組み

国土交通省は、平成7年の阪神・淡路大震災の被害を踏まえ、同年、マンション・事務所等に対する耐震診断・改修に対する補助制度を創設、その後も、戸建住宅等の耐震診断・改修の補助制度の創設、補助対象地域の拡大等を行ってきた。平成17年度には、既存の補助制度を一元化した「住宅・建築物耐震改修等事業補助制度」を創設している。

また、同平成17年度には、地方公共団体が地域の实情に応じて住宅整備事業を実施できる「地域住宅交付金制度」も創設され、民間住宅の耐震化を提案事業として計画することにより、民間住宅の耐震改修等への助成も可能となった。

平成18年度予算原案では、姉齒元一級建築士による一連の耐震強度偽装問題への対応もあり、住宅・建築物耐震改修等事業補助制度で130億円（平成17年度当初予算比6.5倍）、地域住宅交付金制度で1520億円（同2.6倍）と大幅に増額されている。

ただし、補助制度では耐震改修の対象が限定的、補助率が低い等の理由で利用が進んでいない、交付金制度でも地域住宅計画の全事業に占める提案事業の割合が上がると交付率が下がる等、各制度の利用を促進するためには検討の余地が残されている。

<表2 耐震化促進施策の変遷>

平成7年	・耐震改修促進法の制定 ・マンション等の耐震診断・改修の補助制度の創設
平成10年	・戸建住宅等の耐震診断の補助制度の創設
平成14年	・戸建住宅等の耐震改修の補助制度の創設 ・耐震改修工事を住宅ローン減税制度の適用対象に追加
平成16年	・耐震改修事業の対象地域等の拡充 ・住宅金融公庫融資の耐震改修工事への優遇金利の開始
平成17年	・耐震改修事業の統合化 ・地域住宅交付金による耐震改修事業の開始 ・住宅ローン減税等の築後年数要件の撤廃に伴う新耐震基準への適合の要件化

（出所：住宅・建築物の地震防災推進会議）

<表3 耐震改修等の各種促進策の概要>

制度名称	制度の概要	
住宅・建築物耐震改修等事業補助制度	診断	補助率：国、地方各1/2（地方公共団体が技術者を派遣する無料診断等） 国、地方各1/3（個人等が耐震診断をして補助申請する場合等）
	改修	補助率：戸建住宅等の場合 16%（国8%、地方8%） マンション等の場合 13.2%（国6.6%、地方6.6%） 対象：地震発生のおそれのある地域の市街地内で、倒壊により道路閉塞のおそれのある住宅等
地域住宅交付金制度	診断・改修	地域における住宅政策の推進を総合的に支援する制度で、次の二つの事業に交付金が交付される。地域住宅計画の策定が要件となる。 ・公営住宅関係事業等（従前の補助対象事業） ・地域の住宅政策実施に必要な事業（提案事業） 提案事業として、民間住宅の耐震改修・建替えにも助成が可能。 ・国から地方への交付率：45%（最大）
融資制度	改修	住宅金融公庫融資（既存建築物の耐震改修工事） 融資限度額：1000万円 金利：基準金利から0.2%引いた金利
税制	改修	耐震改修工事に対する住宅ローン減税 10年間、ローン残高の1%を所得税額から控除 住宅の耐震改修促進税制（平成18年税制改正により導入予定） 住宅に一定の耐震改修工事を施した場合 ・所得税：工事費の10%を税額から控除（最大20万円） ・固定資産税：当該住宅の税額を50%減額（最長3年間）
	(診断)	住宅ローン減税等における築後年数要件の撤廃 新耐震基準への適合を要件化し、築後要件は撤廃

（住宅・建築物の地震防災推進会議資料をもとに作成）

(2) 東京都域での取組み

耐震診断・改修に対して、費用補助、利子補給、資金貸付け等、何らかの助成を行っている都内の区市町村は、耐震診断で33、耐震改修で24に上る（平成18年1月現在）。

本年1月からは、墨田区でも木造住宅耐震改修促進のための助成制度がスタートしている。最も手厚い区分では、高齢者等で耐震改修工事費の3分の2、最高70万円までを区が負担する。なお、耐震性が向上するのであれば、寝室や居間など一部に限った簡易改修にも助成する。

<表4 墨田区の木造住宅耐震改修工事費用の助成>

助成対象	地 区	助成対象者	補助率	限度額
耐震改修計画作成・確認	墨田区全域	一般及び高齢者等	1 / 2	25,000 円
簡易改修工事	緊急対応地区外	一 般	1 / 3	150,000 円
		高齢者等	2 / 3	300,000 円
	緊急対応地区内	一 般	1 / 2	250,000 円
		高齢者等	2 / 3	300,000 円
耐震改修工事	緊急対応地区内	一 般	1 / 2	500,000 円
		高齢者等	2 / 3	700,000 円

高齢者等は、65歳以上の者、又は身体障害者手帳1・2級の者若しくは愛の手帳1～3度の者が居住する場合

東京都でも、平成18年度の重点事業の一つとして、木造住宅密集地域の中の「整備地域」において、震災時の倒壊により避難や消火・救助活動を困難にする木造住宅に対する耐震診断・耐震改修への助成等を実施する（予算額：1億2900万円）。

助成は、特別区が行う木造住宅の耐震診断・改修に対する助成制度に上乘せする形で、耐震診断には2.5万円、耐震改修工事には20万円ほどをそれぞれ上限に助成する方向で検討している。これにより、10年間で木造住宅密集地域内にある約5万棟の耐震診断、約2万2000棟の耐震改修を実現し、震災時の安全性確保を目指す。

耐震改修工法の例

一般的な耐震改修工法 - 筋交い・壁補強

筋交いという斜めの補強用木材や合板で壁を強くしたり、柱が抜けるのを防ぐため、金具で基礎と接合したりする。

筋交いは、木造（木造軸組工法）の家で、横揺れに対して耐震性を高めるために、柱と柱の間にたすきがけに入れる補強材であり、引っ張り力に耐える引張筋交いと、圧縮に耐える圧縮筋交いとがある。



筋交い・壁補強

安価な耐震改修工法 - 耐震後付ブレース工法

神奈川県平塚市では、市民団体と建築の専門家がスクラムを組んで昨年2月に旗揚げした「平塚耐震補強推進協議会」が、オリジナルな補強工法の普及に取り組んでいる。

協議会メンバーの1級建築士らが開発した「耐震後付ブレース工法」で、ワイヤを建物にたすきがけに取り付け、引っ張りの力で耐震性を高めるというもので、協議会の研修を受けた工務店が施工する。

「工事は1か所20万円で、1軒あたり3ヶ所程度。」壁を新たに設けたり、筋交いを入れたりする従来工法に比べ、日差しや風を遮らないのが特徴だという。

日本建築専門学校（静岡県富士宮市）での強度試験を経て、昨年3月、平塚市の補助事業の対象工法に認定された。工事は実績と予約で約60件という。

協議会の福井義幸副会長は「ブレース工法は数ある工法の一つ。家の状態に応じて他の工法も活用します。納得してもらおうのが重要」と話している。（平成18年1月14日付読売新聞）



ブレース工法

BSE問題

～ 米国産牛肉輸入再開・再停止～

BSEの発生に伴い、平成15年12月から禁止していた米国産等牛肉の輸入を2年ぶりに再開したものの、基本条件違反の発覚により、再び禁輸となった。

「食の安全」に対する日本国民の関心は高い。安全体制の確立など、消費者及び事業者の信頼回復が今後のカギになる。

1 経緯

平成15年12月、アメリカでBSE（牛海綿状脳症）に感染した牛が発見されたことを受け、日本は直ちにアメリカからの牛肉等の輸入を停止した。

その後、日米局長級会議が4回開催され、両国間の輸入再開に向け、協議が行われた。

平成17年12月、食品安全委員からの答申（図1）を受け、農林水産省及び厚生労働省は輸入再開に踏み切ること正式に決定し、2年ぶりに米国の牛肉が輸入されることとなった。

表1 米国牛肉問題の経緯

H15.12.24	米国でBSE感染牛確認。 米国産牛肉等の輸入禁止
H16.10.15	厚労省・農水省が20ヵ月齢以下の牛をBSE検査の対象から除外する案を、食品安全委員会に諮問
H16.10.23	日米局長級会合において、国内承認手続きを条件とし、科学に基づいて、双方向の牛肉貿易を再開するとの認識を共有
H17.05.24	米国産牛肉等の食品健康影響評価について食品安全委員会へ諮問
H17.12.8	食品安全委員会から答申
H17.12.12	一定の条件で管理された米国牛肉等の輸入再開決定
H18.1.20	危険部位を含む牛肉混入により全面禁輸

BSE（牛海綿状脳症）とは

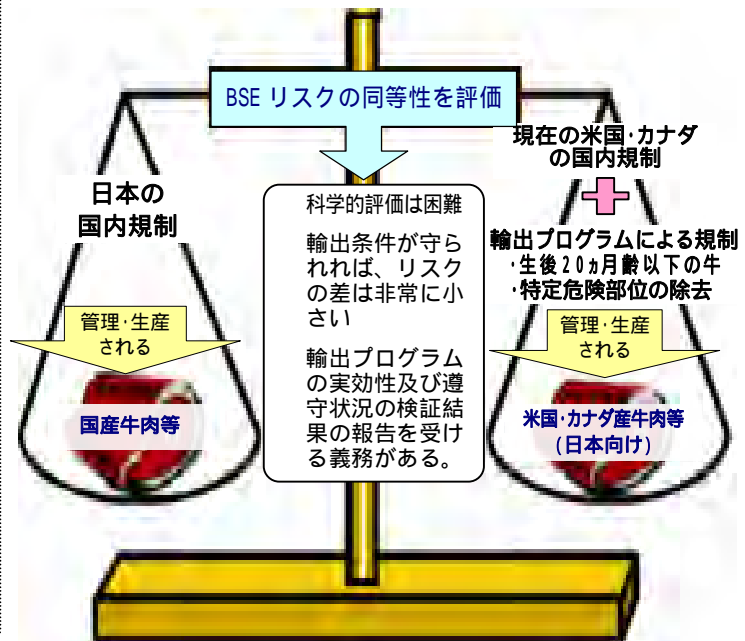
牛海綿状脳症（BSE）は、1986年（昭和61年）にイギリスで確認された悪性の中樞神経系の牛の病気。

異常化した細胞タンパク＝「プリオン」が病原物質とされる。これが増殖し、脳の組織がスポンジ状になることから牛海綿状脳症と名づけられた。

3～7年の潜伏期間の後、麻痺・起立不能・歩行困難などの神経症状が出た末、2週間～6ヵ月で死に至る。



図1 食品安全委員会（内閣府）の評価のテーマ

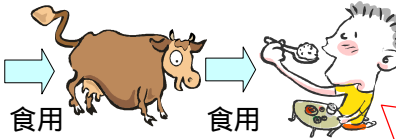


BSEのルーツ及び人への影響

狂羊病・狂牛等の死骸



「肉骨粉」「牛脂」
等に分離し、大豆
に代わる高たんぱ
く飼料として生産



病原体プリオンが潜む

[人間への感染可能性]
1996年(平成8年)英国
で初確認。
新変異型
クロイツフェルト・ヤコブ病
を引き起こす疑いあり。
症状:行動異常、性格
変化や痴呆、視覚異
常、歩行障害など

出典:「早く肉をやめないか?」(船瀬俊介著 三五館 H13.10.2 発行)
(財)難病医学研究財団

2 検査状況及び牛肉処理の比較

平成13年9月に日本でBSEが発見されたのを受け、当初は、すでにBSEが発生していたEUの対策を参考にする予定であったが、市場混乱や消費者の不安を踏まえ、全頭検査へと拡大(表2)。

平成17年8月からは、全頭検査が緩和され、検査対象から20ヵ月齢以下の牛が除外される。ただし、全頭検査を続ける自治体に3年間、費用を全額助成する(都も全頭検査自主継続)。

一方、米国は、自国のBSE検査は国際基準に準じており、日本の求める全頭検査は「20ヵ月齢以下では検査でBSE感染を見つけるのは困難である」など科学的根拠に乏しいと主張。日本は、米国にも国内基準と同等の検査体制を課すため、¹輸入プログラムに規定された条件を満たした牛肉に限り輸入再開とすることとした。(図2)

¹輸入プログラム

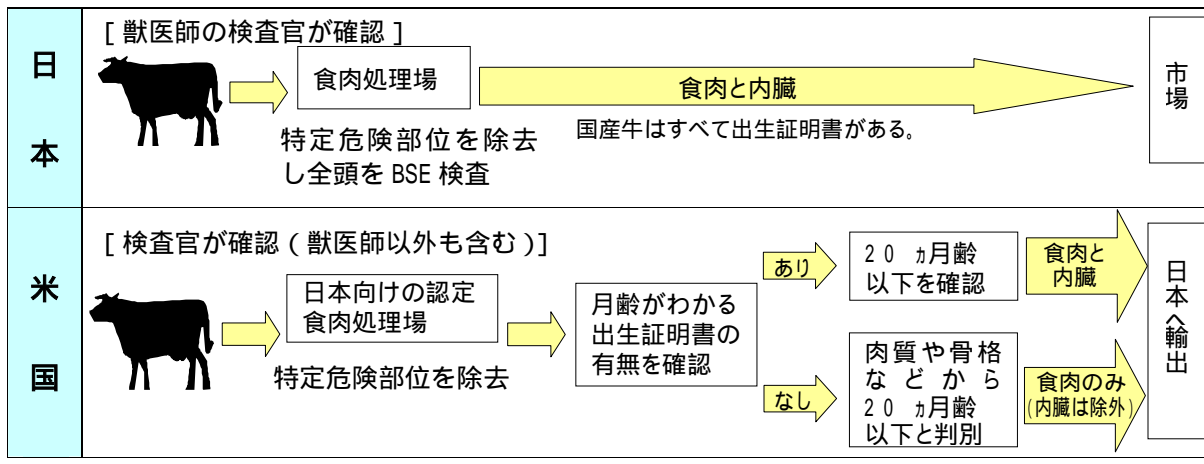
表2 日米の検査状況

国	検査状況
日本	21ヵ月齢以上の牛の全頭検査 (実質、全頭検査を実施)
アメリカ	30ヵ月齢以上で、歩行困難な牛の 多くと健康牛の一部
[参考] EU諸国	30ヵ月齢以上の牛の全頭検査 (ドイツは24ヵ月齢以上)

家畜の安全基準を定める国際機関、国際獣疫事務局(OIE)では、BSE検査の対象を30ヵ月齢以上としている。

項目	根拠
全頭からの特定危険部位(SRM)の除去	異常プリオンの99%が特定危険部位(脳、せき髄等)に蓄積されているため。
20ヵ月齢以下の牛由来等	BSEが発見された最も若い牛が20ヵ月齢(国内では21ヵ月齢)であったため。

図2 日米の牛肉処理・検査の流れ



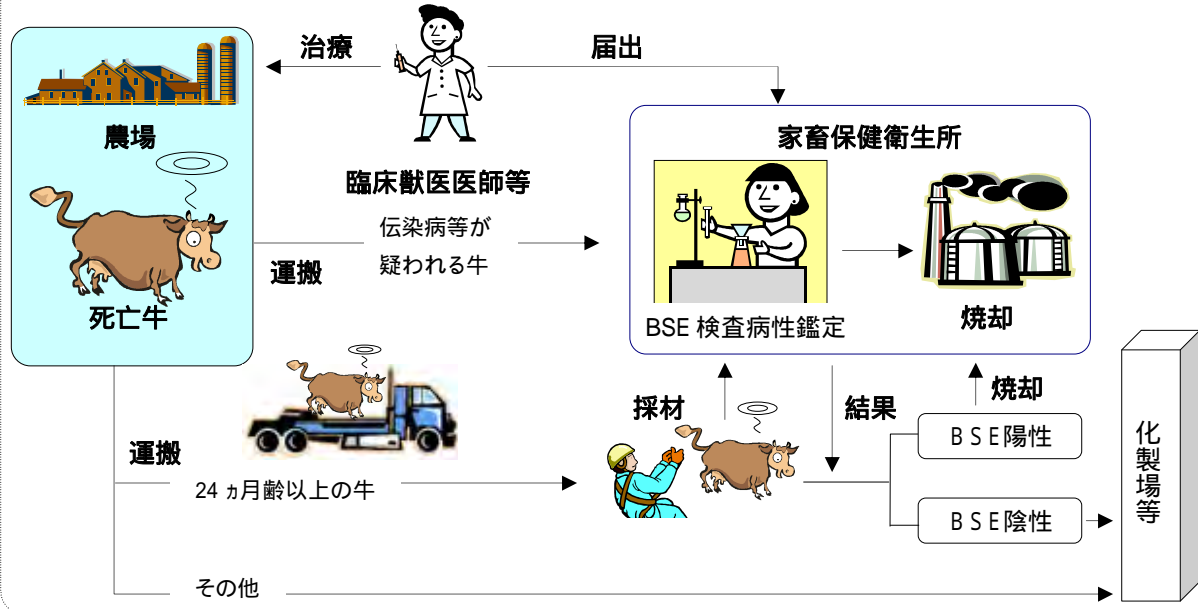
3 国及び都における対応

(1) 国の対応

国では、平成14年7月に肉骨粉を原料とした飼料の使用禁止を盛り込んだBSE(牛海綿状脳症)対策法を施行。同時にJAS(日本農林規格)法を改正。

BSE対策法は、消費者に安全な牛肉を供給する体制を目指し、死亡した牛の都道府県への届出も義務付けた。改正JAS法は、原産地表示などに関する違反者に対して1年以下の懲役刑を導入するほか、罰金を現行の最高50万円から個人は100万円以下、法人は1億円以下に引き上げた。

[参考] BSE特別措置法に基づく死亡牛検査対応フロー(平成15年4月1日から実施)



輸入再開決定後、厚生労働省・農林水産省は、平成17年12月13日～24日に、米国の食肉処理施設を査察し、輸入プログラムの実施状況や飼料規制の遵守状況等を検証。また、消費者や牛肉業界を対象に、全国9会場で安全対策などの説明会を開催。

(2) 都の対応

平成13年9月10日、千葉県でBSE感染を疑う牛が発見され、公表した翌日、東京都は産業労働局、衛生局(現:福祉保健局)、中央卸売市場による「BSEに関する三局防疫推進会議」を緊急開催し、BSE対策の早期策定・対応を行った。また、国に先駆けて9月18日から脳やせき髄等の特定部位が販売されないよう緊急監視を行った。



芝浦食肉衛生検査所でのBSE検査

全頭検査が緩和された現在においても、都では、都民及び事業者の安全確保のため、全頭検査を継続している。

(都が実施した平成16年度のBSE検査頭数は85,342頭。そのうち、20ヵ月齢以下の牛は1,051頭(約1.2%))

4 日本経済に及ぼす影響

牛肉国内消費量の3割を占める米国産牛肉の輸入停止に伴い、供給不足による価格高騰が生じ、平成16年の肉類の消費者物価が対前年比で+2.9%上昇、家計の実質肉類消費が対前年比2.5%減少した。

その結果、平成16年の実質GDPは0.02%（1,061億円）押し下げられた。

表3 輸入停止が平成16年の日本経済に及ぼした影響

	家計消費	財・サービス 輸入	実質GDP	
			除く波及	含む波及
肉類前年比	2.5%	3.2%		
(牛肉前年比)	8.3%	25.0%		
(豚肉前年比)	5.1%	14.8%		
全体前年比	0.05%	0.06%		
GDPベース	1126億円	310億円	816億円	1061億円

出典:H17.10.19 第一生命経済研究所ニュースリリース

このたびの輸入再開に伴う影響であるが、米国産牛肉消費は、平成15年以前の水準まではなかなか戻らないという見方が多数であった(第一生命経済研究所、各新聞報道)。理由は、仕入先を豪州に変えた企業も多く、安全性に不安を持っている消費者の動向を見守っている。

豚肉等に消費者の嗜好がシフトし、牛肉の国内消費量は以前の半分以上の水準。輸出プログラム遵守のため、米国産牛肉の価格が以前ほど安くないと予測。

その不安を裏付けるかのように、輸入再開からわずか1ヶ月で、危険部位であるせき柱を除去していない牛肉が混入していることが、成田検疫所で発覚した。

政府は、1月20日、米国産牛肉の全面輸入停止措置を決定したが、この事件により今後、米国産牛肉の輸入再開・消費量回復という道筋は不透明になった。

5 今後の課題

「食の安全」を追求する努力を

共同通信世論調査(平成17年12月3~4日実施)によると、輸入が再開された米国産牛肉を「食べたいと思わない」とする人が75.2%に及ぶことがわかった。

今回の危険部位混入により、消費者の見方はなお一層厳しくなることが予想される。

日米で合意した条件をいかに守り、安全体制を確立していけるか、両国で精力的に検討・検証し、作業ルールの徹底ときめ細かな情報開示を行うなどして、消費者の信頼を回復し、安心を与える努力が求められている。

価格競争力

米国産牛肉の魅力は、脂が多くて柔らかく、特定の部位だけを大量に調達でき、価格が安いことと言われていた。

新聞報道によると、混入事件発覚以前でも、スーパーなどは、米国産牛肉のマイナスイメージを敬遠し、静観の構え。豪州産牛肉が定着した事情もある。「当面は豪州産を販売する」(西友)「豪州産の方が安い」(ユニー)との指摘もあり、価格競争力を取り戻すことも、今後の課題となりそうだ。



学校の安全・ 子どもの安全

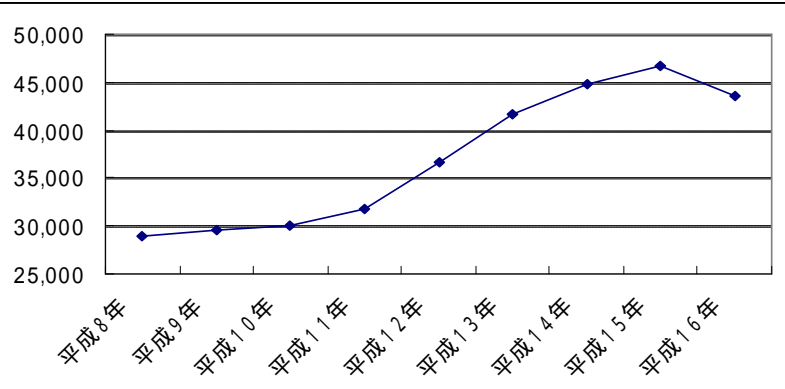
近年、学校を発生場所とする犯罪件数が増加、凶悪化し、学校への侵入、通学中の事件也多発しており、「子どもの安全」が脅かされている。行政が、学校が、家庭が、地域が、どのように連携・協力すれば、子どもを守ることができるのか。次世代を担う子どもの安全確保のための取組が、正に、喫緊の課題となっている。

1 小学生の犯罪被害の状況(警察庁「平成16年の犯罪情勢」)

学校における刑法犯認知件数は、平成8年28,928件から平成16年43,516件と増加している。

また、小学生の犯罪被害件数は26,699件、就学別人口当たりで見ると、小学生では略取・誘拐が多い。いわゆる性犯罪被害件数(強姦・強制わいせつ・公然わいせつ)も増加しており、1,555件

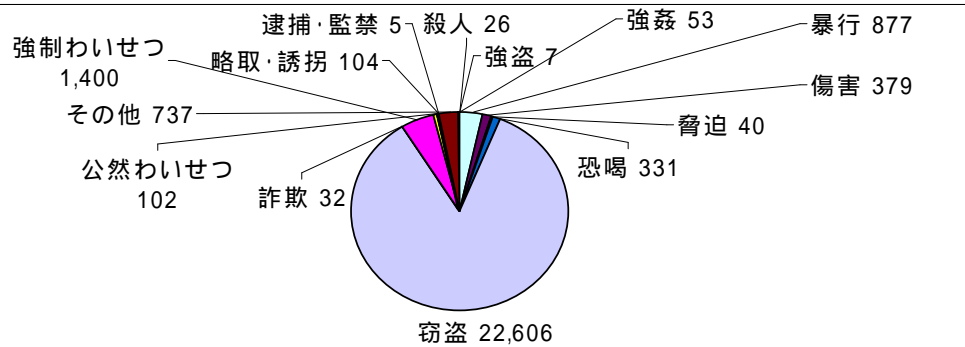
学校で発生した刑法犯認知件数(犯罪発生場所別)



8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
= 100	102	104	110	126	144	155	162	150

の他に殺人、略取・誘拐にも性犯罪が含まれていることがある。

犯罪被害に遭う場所は、駐車(輪)場と道路上が多い。連れ去り事件は、登下校時、通路上での被害が多い。午後2時から10時頃までの発生件数は全体の約4割を占めており、「魔の8時間」と称されている。



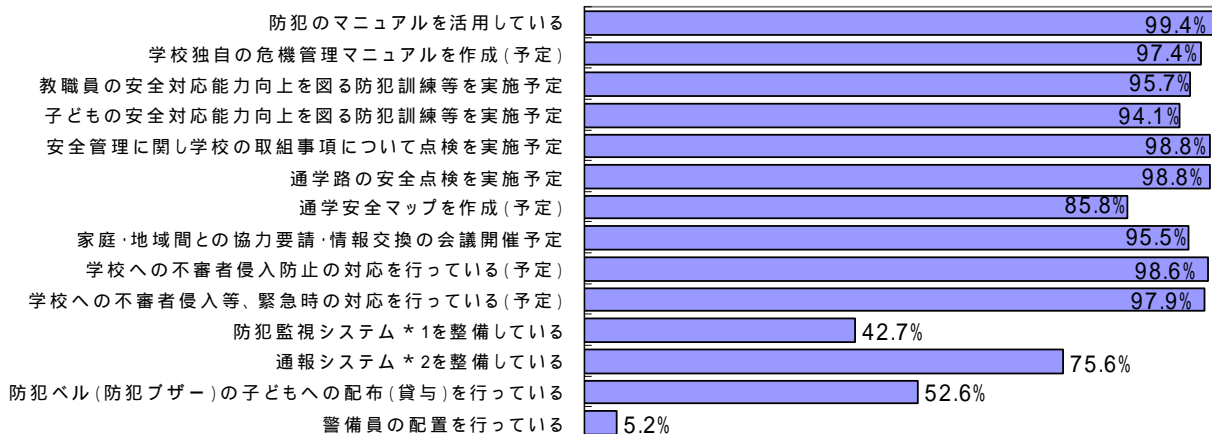
小学生の犯罪被害件数(平成16年合計26,699件)

主な事件

- 11年12月 京都市立日野小学校事件(小学2年男子児童が死亡)
- 13年6月 大阪教育大学附属池田小学校事件(児童8人が死亡)
- 15年12月 宇治市立宇治小学校事件(小学1年男子児童2人が負傷)
- 16年11月 奈良市で下校途中の小学1年女子児童を誘拐、殺害
- 17年11月 広島市で下校途中に行方不明となった小学1年女子児童の遺体発見
- 17年12月 栃木県今市市で下校途中に行方不明となった小学1年女子児童の遺体を茨城県で発見

2 公立小学校の安全管理の取組状況(文部科学省:平成 16 年 3 月 31 日現在)

学校の安全管理の徹底の一環として学校の安全管理の取組状況を調査した。因みに、都内小中学校の防犯カメラの整備は 2,460 校中、1,623 校(66.0%)、警備員配置は 175 校(7.1%)。



*1 防犯監視システム(防犯カメラ・センサー・インターホン・認証装置のいずれか)

*2 通報システム(インターホン等、警察・警備会社との連絡システム、防犯ベル・ブザー・非常押しボタン、携帯型押しボタン等のいずれか)

3 政府の取組

(1) 「犯罪から子どもを守るための対策」:関係省庁連絡会議報告 平成 17 年 12 月 20 日

登下校時の安全確保等のための対策

緊急対策6項目(平成 18 年 3 月までに)

全通学路の緊急安全点検 全小学校区で全小学校区・全通学路の安全点検の要請
全学校の防犯教室緊急開催 全学校の全児童が実践的「防犯教室」を受講できるよう、開催要請
全地域の情報共有体制の立ち上げ 不審者情報が潜在化しないよう、共有化ネットワーク構築
学校安全ボランティア(スクールガード)の充実
 全小学校区で通学路の安全を含む学校安全体制の整備
路線バスを活用した通学時の安全確保 路線バスをスクールバスとして活用する方策を早急検討
国民への協力呼びかけ 地域における防犯意識の高揚

重点的に推進する項目

学校

登下校時の安全確保に関する事例集の配布
 危険や予測・回避する能力を身につけさせる防犯教育の推進

地域

環境整備 街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)・子ども緊急通報装置の整備促進、まちづくり
 子どもを守るための諸活動の充実
 スクールガード養成、「地域安全安心ステーション」モデル事業の拡充、「子ども 110 番の家」支援、
 学校警察連絡会議の活用促進、スクールサポーター制度(退職警察官)活用
 情報通信技術の活用 電子タグ、ユビキタスセンサーネットワーク技術の早期実用化

犯罪対策

取締りの強化(検挙の徹底等)
 再犯防止(再犯防止対策、出所情報の共有)

犯罪から子どもを守るための総合対策

学校

安全対策の充実

危機管理マニュアルの活用、安全管理の取組状況(防犯カメラ・さすまた)の実態把握・周知

防犯教室の推進

学校施設の安全 学校施設整備指針の活用、学校施設の整備に係る経費補助

地域

犯罪を起こしにくい環境整備

子どもを守る諸活動の充実

子どもの活動拠点(居場所)の確保、児童館・放課後児童クラブの安全確保、家庭教育における防

犯教育等

情報通信技術の活用

地域安心安全情報ネットワーク(電子掲示板、電子地図、メール)構築、モバイルフィルタリング機能の携帯電話向けの実現(18年3月までに成果集約)

犯罪対策

取締りの強化

検挙の徹底、地方警察官の増員(17～19年度に約1万人増員計画の達成、外国人の入国管理の適正化等)

再犯防止等

受刑者・保護観察中の者を対象とする「性犯罪者処遇プログラム」を17年度中に策定、速やかに実施し、再犯防止の観点から、仮釈放審理の充実、保護観察の充実強化

出所情報の共有

子どもを対象とする暴力的性犯罪の受刑者については17年6月から、法務省・警察庁間で出所情報を共有し、警察において出所者による再犯防止に向けた措置を引き続き推進

「子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再発防止に向けた措置の実施について」

通学路における子どもの犯罪被害防止対策

取組強化

警察庁(都道府県警察)

「街頭・侵入犯罪抑止総合対策の基本方針」を踏まえた計画策定

不審者情報の迅速・正確な把握と情報の共有化
学校・PTA、ボランティア団体、地域住民との連携強化(危険か所点検、地域安全マップ作成支援)

子どもに対する被害防止教育の推進

被害に遭った子どもへの支援

通学路等における安全対策の強化

連
携

文部科学省(都道府県教育委員会)

通学路の安全点検の徹底と要注意か所の周知徹底

登下校時の幼児児童の安全管理の徹底

幼児児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせるための安全教育

不審者等に関する情報の共有

学校・PTA・ボランティア団体、地域住民

(2) 文部科学省の防犯施策等

14年度 「子ども安心プロジェクト」 危機管理マニュアル作成・配布

15年度 「学校の安全管理に関する取組事例集」・「学校施設整備指針」改定(防犯対策規定の充実)

17年度 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業、防犯教室実践事例集

18年度 地域子ども教室推進事業、子ども待機スペース(集団下校)設置

4 地方公共団体の取組

(1) 都道府県

「安全・安心のための条例」の制定状況

28 都道府県で既に制定済。「子どもの安全確保」は全ての条例に盛り込まれている。通学路や学校の安全確保、子どもが犯罪被害者にならないための教育充実を施策に挙げている。奈良県の条例は子どもへの威迫、子どもポルノ所持に対する罰則規定がある。

(2) 都道府県議会

議員提出条例

ア 「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」(平成 16 年 3 月)

イ 「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」(平成 16 年 12 月)

ウ 宮城県議会「(仮称)犯罪のないみやぎ安心・安全まちづくり条例」:条例案に対する県民の意見募集(平成 17 年 10 月 1~31 日)結果を踏まえ、平成 18 年第 1 回定例会に提出予定。
意見書・決議

栃木・広島県議会等から計 13 件(平成 13~17 年)の再発防止を求める意見書等を提出。

(3) 地方公共団体等の取組事例

民間警備員 渋谷区・港区・世田谷区・杉並区の全小学校
スクールバス 西多摩郡日の出町 1/17~全小学校の 1 年生(一部)の下校時運行
まもるっち(防犯ブザー兼 PHS 電話機) 品川区の全小学校の児童に貸与
生活塾(放課後の子ども預かり実証実験:平成 18 年 3~4 月) 新宿区の小学 1~3 年生が対象
青色の回転灯装着車のパトロール(17 年 6 月現在)
全国 45 都道府県 609 団体、1,460 車両(道路運送車両法の基準緩和)
IC タグを活用した安全対策システム導入
校門通過時の不審者検出、登下校状況の把握、保護者に緊急連絡メール送信(東京都:立教小学校)

5 都の取組

(1) 警視庁

「東京都安全・安心まちづくり条例」平成 15 年 7 月 16 日

学校等における児童の安全確保	児童等の安全確保のための指針の策定
学校等における安全対策の推進	通学路等における児童等の安全確保
児童等の安全確保のための指針等の公表	

スーパー防犯灯の設置(世田谷区・杉並区・江戸川区・墨田区・江東区・武蔵村山市・中央区)

子ども緊急通報装置(練馬区南町小学校周辺)

子ども 110 番の家の活動支援、不審者情報のホームページ掲載(平成 17 年 12 月 22 日~)

(2) 18 年度予算(16 億 7,800 万円)

防犯カメラ設置費用の 1/2 を助成 18 年度中に全小中学校に設置
地域ぐるみの学校安全体制整備促進 スクールガードリーダー(退職警察官等を配置)
スクールサポーター増強
学校防犯ボランティアリーダー養成支援

6 今後の課題

安心・安全で豊かな教育環境を形成するため、内閣府、警察庁、文部科学省、厚生労働省の連携、及び地方公共団体等の地域の実情に合わせた取組の強化が重要になっている。

また、子どもの防犯意識の向上とともに、団塊の世代が大量退職する時代の到来を機に、地域の力を高め、社会全体で大人が子どもを守る仕組みを構築する必要がある。

参考: 諸外国の性犯罪者情報の管理・公開(参照「レファレンス 2005 . 8」)

	米 国	英 国	カナダ	韓 国	オーストラリア
法	1994 年ウエッターリング法 (犯罪者情報を地域住民 保護のため、公開できる。) 1996 年メーガン法 (改正 ウエッターリング法)	2003 年 性 犯 罪 者 法 (改 正)	2004 年 性犯罪者登録 法	2000 年 青少年の性保 護に関する法 律	1989 年 性 犯 罪 者 登 録 法(クイーンズ ランド州法) (連邦法なし)
対 象 者	年少者に対する犯罪(誘 拐、不法監禁、性的行為 等)・暴力的な犯罪(加重 的性的虐待以上の罪等) で刑務所から釈放・仮釈 放・保護観察された者	強姦・性的暴行等 の犯罪で有罪宣告 を受けた者、精神障 害により無罪とされ た者、精神上的の無 能力状態での行為 者	性犯罪で有罪 宣告を受けた 者・精神障害の ため責任能力 なしと判断され た者(検察官の 申立て、裁判 所の命令)	青少年に対す る性犯罪者のう ち、青少年保 護委員会が身 上公開委員会 において判断	18 歳未満の者 に対する性犯罪 又は重大な犯 罪について有 罪宣告を受けた 者
登 録 内 容	氏名 住所 指紋 写真 身体的特徴 犯罪歴 精神状態・人格障害の治 療歴	氏名 住所 生年月日 指紋 国民保険番号 写真	氏名 住 所 生年月日 性別 勤務地 教育機関場所 電話番号 身長・体重等	氏名 住所 生年月日 年齢 職業 犯罪の概要	氏名 住所 生年月日 性別 仕事内容、 勤務地 自動車の型・色 過去の登録義 務 同所帯の子ども の氏名・年齢等
登 録 期 間	・刑事施設から釈放・仮釈 放・保護観察となった日 から 10 年間 ・再犯者・加重性犯罪・性 的暴力者等は終身	・2 年～無期限 ・30 日以上 of 自由 刑は終身	10 年～終身		8 年～終身
罰 則	刑罰(登録義務者が登録・ 登録変更しなかった場合)	罰金・自由刑(届出 怠慢、虚偽の届出)	罰 金 ・ 自 由 刑 (虚偽の届出)		罰金・自由刑 (登録義務違反)
情 報 公 開	・地域住民への情報公開 の義務付け (1996 年メーガン法)	・非公開の原則 ・「多機関公衆保 護協定 MAPPA」に 基づく例外的情報 提供(警察が被害 の可能性の高い者 等へ提供)	・原則非公開 ・例外閲覧 性犯罪の調査 に当たる警察 職員	・公開(身上公 開制度) ・インターネット (6 月間) ・官報掲示 (1 月間)	・非公開 ・閲覧は警察署 長が承認した者 のみ
問 題 点 等	加害者と被害者が知人 の場合には公開が再犯防 止に効果 登録義務履行は約 76%	届出義務の履 行率(政府推計) 97% 再犯は増加傾向	市民に非公 開のため、登録 義務遵守率が 高い。	同一人と特 定できないため 誤認が生じて いる。	連邦法がな く、州法のため、 制度が不統一